

第2 道路交通騒音振動・交通量調査

1 目的

大田区内には多数の幹線道路が走っており、私たちの日常生活や産業活動、物流等を支えている。その一方で、多くの自動車が走行することにより、それに伴う騒音や振動が発生している。

区では、道路交通騒音振動・交通量調査を毎年実施することで、区内幹線道路沿線の騒音振動・交通量の実態把握に努めている。

2 調査地点

本調査の対象路線は、第一京浜、第二京浜、産業道路、環七通り、環八通り、中原街道の6路線とし、毎年2路線ずつ調査を実施している。令和4年度の調査地点は表1の2路線（4地点）とした。調査地点概要図を図1に示す。

表1 調査地点

対象道路	地点番号	測定場所	用途地域	区域	車線数	
				振動	上り	下り
第一京浜	①	大森西六丁目 17 番	商業	二種	2	2
	②	東六郷二丁目 18 番	近隣商業	二種	2	2
第二京浜	③	池上八丁目 10 番	準工業	二種	3	3
	④	池上三丁目 36 番	準住居	一種	3	3



図1 調査地点概要図

3 調査期間

令和4年11月8日から令和4年11月11日まで

4 測定・分析方法

(1) 騒音レベル

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令（昭和46年6月23日 総理府・厚生省令第3号、改正：平成12年12月15日 総理府令第15号）」に定める方法による。

(2) 振動レベル

「道路交通振動測定マニュアル（令和4年6月 環境省）」に定める方法による。

(3) 交通量・平均走行速度

騒音・振動測定と同一地点において、昼間・夜間で各2回、10分間の上下別、車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車）の交通量を測定した。また上下別に10台の通過時間を測定した。

昼間とは6時から22時の時間帯をいう。夜間とは22時から6時の時間帯をいう。

5 調査結果

(1) 道路交通騒音

各地点の時間区分別騒音レベルを表2に示す。

今回の測定では、昼間が70dB～73dB、夜間が65dB～72dBとなっていた。

環境基準については、大森西六丁目17番（第一京浜）、東六郷二丁目18番（第一京浜）、池上八丁目10番（第二京浜）の昼間及び夜間で基準を超過していた。超過量は昼間で最大3dB、夜間で最大7dBである。

要請限度については、大森西六丁目17番（第一京浜）及び東六郷二丁目18番（第一京浜）の夜間で超過していた。超過量は最大で2dBである。

(2) 道路交通振動

各地点の時間区分別振動レベルを表3に示す。

今回の測定では、昼間が47dB～51dB、夜間が43dB～50dBとなっていた。

要請限度については、超過した地点はなかった。

表2 時間区分別騒音結果一覧

路線	地点	平成 28 年度調査		令和元年度調査		令和 4 年度調査	
		時間区分 (L_{Aeq}) [dB]		時間区分 (L_{Aeq}) [dB]		時間区分 (L_{Aeq}) [dB]	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
		6～22 時	22～6 時	6～22 時	22～6 時	6～22 時	22～6 時
第一 京浜	①大森西六丁目 17 番	(74△)	(73▲)	(74△)	(73▲)	73△	72▲
	②東六郷二丁目 18 番	71△	71▲	72△	71▲	72△	71▲
第二 京浜	③池上八丁目 10 番	(74△)	(71▲)	74△	67△	72△	66△
	④池上三丁目 36 番	(74△)	(71▲)	(74△)	(70△)	70	65
基 準	環境基準	70	65	70	65	70	65
	要請限度	75	70	75	70	75	70

※ 平日三日間の等価騒音レベル (L_{Aeq}) の平均値

※ △は環境基準を、▲は環境基準及び要請限度を超えたことを示す。

※ 要請限度については、用途地域・車線等によって基準値が定められており、判断指標として用いた。

※ 地点①大森西六丁目 17 番については令和 3 年度に、地点③池上八丁目 10 番については令和元年度に、地点④池上三丁目 36 番については令和 4 年度にそれぞれ位置変更したため、参考値としてカッコつき表示とした。

表3 時間区分別振動結果一覧

路線	地点	区域 区分	平成 28 年度調査		令和元年度調査		令和 4 年度調査	
			時間区分 (L_{10}) [dB]		時間区分 (L_{10}) [dB]		時間区分 (L_{10}) [dB]	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
第一 京浜	①大森西六丁目 17 番	二種	(49)	(48)	(49)	(48)	51	50
	②東六郷二丁目 18 番	二種	49	48	49	47	49	48
第二 京浜	③池上八丁目 10 番	二種	(42)	(37)	47	43	47	43
	④池上三丁目 36 番	一種	(46)	(41)	(44)	(40)	51	46
基 準	要請限度	一種	65	60	65	60	65	60
		二種	70	65	70	65	70	65

※ 平日三日間の振動レベル (L_{10}) の平均値

※ 時間区分は、第一種区域が昼間：8～19 時、夜間：19～8 時、第二種区域が昼間：8～20 時、夜間：20～8 時

※ 地点①大森西六丁目 17 番については令和 3 年度に、地点③池上八丁目 10 番については令和元年度に、地点④池上三丁目 36 番については令和 4 年度にそれぞれ位置変更したため、参考値としてカッコつき表示とした。

(3) 交通量・平均走行速度測定
測定結果を表4に示す。

表4 交通量・平均走行速度測定結果一覧

地点名 地点住所 (路線名)	車線 数	時間 区分	調査 時刻	10分間交通量[台/10min]												平均走行速度[km/h]	
				騒音測定側の車線						騒音測定の反対側の車線						騒音測定 側車線	騒音測定 反対側 車線
				大型I	大型II	小型	二輪	総台数	大型車混 入率 [%]	大型I	大型II	小型	二輪	総台数	大型車混 入率 [%]		
地点① 大森西六丁目17番 (第一京浜)	4	昼間	13:00	13	18	113	19	163	21.5	12	19	128	9	168	19.5	47.8	54.2
			15:00	9	21	145	9	184	17.1	11	15	130	7	163	16.7	45.7	52.9
		夜間	23:00	8	8	59	7	82	21.3	2	7	64	8	81	12.3	49.5	57.0
			1:00	6	8	51	2	67	21.5	5	3	46	3	57	14.8	53.2	64.1
地点② 東六郷二丁目18番 (第一京浜)	4	昼間	13:30	10	20	120	13	163	20.0	12	22	92	4	130	27.0	40.5	52.4
			15:30	15	12	136	12	175	16.6	5	20	81	5	111	23.6	41.2	51.7
		夜間	23:30	4	4	22	5	35	26.7	4	1	43	2	50	10.4	44.1	56.4
			1:30	1	12	35	2	50	27.1	4	8	43	3	58	21.8	47.6	53.3
地点③ 池上八丁目10番 (第二京浜)	6	昼間	12:00	7	17	160	10	194	13.0	10	25	175	14	224	16.7	42.5	47.7
			14:00	8	24	173	11	216	15.6	10	18	176	9	213	13.7	43.4	43.5
		夜間	22:00	3	2	63	7	75	7.4	0	7	57	9	73	10.9	37.3	42.1
			0:00	0	4	31	6	41	11.4	0	7	28	1	36	20.0	43.7	41.1
地点④ 池上三丁目36番 (第二京浜)	6	昼間	12:30	7	28	147	8	190	19.2	4	25	144	24	197	16.8	46.3	50.5
			14:30	6	20	158	13	197	14.1	2	24	151	14	191	14.7	46.9	39.2
		夜間	22:30	3	8	62	5	78	15.1	2	5	48	7	62	12.7	36.1	35.9
			0:30	2	6	38	4	50	17.4	0	3	34	2	39	8.1	40.3	42.6

6 調査結果の報告

調査結果をもとに、環境改善対策の参考となるように、道路管理者に情報提供を行った。

7 用語の解説

(1) 自動車騒音の要請限度

環境省令で定める自動車騒音の限度。これを超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、区長は東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執ることを要請する。また、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(2) 道路交通振動の要請限度

環境省令で定める道路交通振動の限度。これを超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、区長は東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を、道路管理者に対し道路交通振動防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執ることを要請する。